



# 金沢市公報

第 2 6 2 4 号

平成21年(2009年)6月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等の撤去及び保管について ( " )	2
地縁による団体の認可について (市民参画課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更について ( " )	3
<b>公 告</b>	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	4

予防接種を行うことについて (健康総務課)	5
予防接種を行う医師の承諾の撤回について ( " )	7
浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	7
<b>監査公表</b>	
監査公表(第10号 - 第11号) (監査事務局)	7
<b>公営企業告示</b>	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	13
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ( " )	13

## 告 示

### ●金沢市告示第151号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年6月11日

金沢市長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場  
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
 金沢市営みどり一丁目バス停前自転車駐車場  
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 保管自転車等の台数  
 自転車 83台  
 原動機付自転車 0台
- 自転車等を移動し、保管した日  
 平成21年5月1日から同月31日まで

- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市広坂1丁目9番16号  
財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所  
日時 平成21年6月11日から同年9月11日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第152号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年6月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	20台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	5台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	10台
入江3丁目地内	自	転	車	4台
増泉2丁目地内	自	転	車	5台
堅田町地内	自	転	車	1台
矢木2丁目地内	自	転	車	2台
粟崎町地内	自	転	車	1台
千日町地内	自	転	車	1台
小立野2丁目地内	自	転	車	2台
北塚町東地内	自	転	車	5台
西金沢3丁目地内	自	転	車	1台
大額3丁目地内	自	転	車	1台
田上町地内	自	転	車	1台
広岡1丁目地内	自	転	車	10台
西泉1丁目地内	自	転	車	4台
吉原町地内	自	転	車	1台

- 2 自転車等を撤去した日  
平成21年5月1日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成21年6月11日から同年12月11日まで
- (2) 場所  
金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年6月11日

金沢市長 山 出 保

## 1 名称

森戸第二町会

## 2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

## 3 区域

町の名称	地 番
森戸1丁目	114番地1～148番地2、163番地1～221番地4、238番地～249番地

## 4 主たる事務所

金沢市森戸1丁目221番地4

## 5 代表者の氏名及び住所

宮口 仁志

金沢市森戸1丁目204番地

## 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

## 7 代理人の有無

なし

## 8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

## 9 認可年月日

平成21年6月11日

## ●金沢市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年6月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		町の名称	地 番	町の名称	地 番	
太陽が丘ひまわり町会	区 域	太陽が丘2丁目	全部	太陽が丘2丁目	全部	平成20年4月13日
		太陽が丘3丁目	全部			
	代表者の氏名及び住所	井上 哲夫 金沢市太陽が丘3丁目18番地		魚山 義則 金沢市太陽が丘2丁目9番地		平成20年4月13日
御供田町町会	代表者の氏名及び住所	藤巻 公三 金沢市御供田町八1番地8		中橋 昭嗣 金沢市御供田町亦77番地		平成21年4月1日
窪町会	代表者の氏名及び住所	東出 信行 金沢市窪2丁目362番地		原 守 金沢市窪2丁目417番地1		平成21年4月1日
高尾台町会	代表者の氏名及び住所	中川 嘉夫 金沢市高尾台1丁目29番地		永山 順一 金沢市高尾台3丁目226番地		平成21年4月1日

若松町会	代表者の氏名 及び住所	関野 宏一 金沢市若松町56番地	坂尻 峯男 金沢市若松町南39番地 1	平成21年 4 月 5 日
		北 義一 金沢市若松町53番地	関野 宏一 金沢市若松町56番地	平成20年 4 月 6 日
		村田 潤 金沢市若松町134番地	北 義一 金沢市若松町53番地	平成19年 4 月 8 日
若谷町会	代表者の氏名 及び住所	塩谷 伊康 金沢市若松町 3 丁目35番地	小川 勝二 金沢市若松町 3 丁目67番地	平成21年 4 月12日
矢木町会	代表者の氏名 及び住所	小澤 正昭 金沢市矢木 2 丁目204番地11	越村 徳二 金沢市矢木 1 丁目26番地	平成21年 4 月12日
押野西 光陽町会	主たる事務所 の所在地	金沢市押野 3 丁目49番地	金沢市押野 3 丁目552番地	平成21年 4 月12日
	代表者の氏名 及び住所	柏木 信二 金沢市押野 3 丁目49番地	野原 修 金沢市押野 3 丁目552番地	平成21年 4 月12日
土清水第一 町会	代表者の氏名 及び住所	辻野 輝夫 金沢市土清水 2 丁目267番地	西野 司典 金沢市土清水 2 丁目183番地 1	平成21年 4 月19日

## 公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成21年 6 月11日

金沢市長 山 出 保

### 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

#### (1) 期間

平成21年 6 月11日から同年 7 月13日まで

#### (2) 場所

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市産業局農林部農業総務課

### 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

#### (1) 申出先

金沢市産業局農林部農業総務課

#### (2) 申出方法

書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）

#### (3) 申出期限

平成21年 7 月28日

### 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

#### (1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

#### (2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

#### (3) 提出期限

平成21年7月11日

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年6月11日

金沢市長 山 出 保

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成21年6月11日から 平成22年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻疹風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・ 破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻疹第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
岩井 里枝子 岩田 竹矢 笛吹 亘 大野 健次 加藤 真一 瀬川 知秀 帯刀 圭子 武石 大輔 中内 義幸 中崎 聡 古田 浩之 牧田 智絵 村山 隆司 守屋 有佳 安田 清平 安松 比呂志 山崎 政美 山本 和利 筋 也寸志 平林 一弘 呉林 英悟 前多 力 高畠 利一	城北診療所	金沢市京町23番5号	麻しん風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期
岩井 里枝子 岩田 竹矢 笛吹 亘 大野 健次 加藤 真一 瀬川 知秀 帯刀 圭子 武石 大輔 中内 義幸 中崎 聡 古田 浩之 牧田 智絵 三好 満 村山 隆司 守屋 有佳 安田 清平 安松 比呂志 山崎 政美 山本 和利 筋 也寸志 平林 一弘 呉林 英悟	城北病院	金沢市京町20番3号	

前多 力		
清水 正樹	公立松任石川中央病院	白山市倉光3丁目8番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年6月11日

金沢市長 山 出 保

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		承諾撤回年月日
	医療機関名	所在地	
笠原 善仁	公立松任石川中央病院	白山市倉光3丁目8番地	平成21年5月31日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成21年6月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名称	所在地	登録年月日
72	北陸フジクリーン 株式会社	富山県富山市塚原6-1	平成21年6月6日

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成21年6月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	宮	保	喜一
金沢市監査委員	田	中	仁

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実 施 期 間
福 祉 健 康 局	生活支援課、介護保険課	平成21年2月5日
	健康推進部	)
	医療保険課	平成21年5月26日

##### 2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、宮保喜一、田中 仁、山形統一

なお、山形統一は平成21年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に篠田 健が就任した。

##### 3 監査の範囲

平成20年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成19年度以前の事務を含む。）

##### 4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務



- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 減免事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

国民健康保険料の減免について、条例では限定的に規定しているが、実務は要綱により現実的な運用を行っているため、条例と要綱の整合性を図り、市民に分かりやすいものとするのが望まれる。

【医療保険課】

(2) 未収金の管理事務(収納事務)

[改善意見(改善が望まれる事項)]

国民健康保険料の徴収について、収納率が逡減し収入未済額が増加しているため、早期徴収や滞納処分を力を注ぐなど徴収体制を強化し、収納率向上を図ることが望まれる。

【医療保険課】

(3) 延滞金徴収事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

国民健康保険料などに係る延滞金について、減免手続きを経ずに徴収していないものが見受けられるため、適正を期す必要がある。

【医療保険課、生活支援課、介護保険課】

●金沢市監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年6月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	宮	保	喜一
金沢市監査委員	田	中	仁

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年4月15日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民スポーツ課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日(平成20年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見 金沢市スポーツ事業団 体育施設経営の一部には、フィットネスクラブのように民間事業者の参入が進んでゆくものと思われ、こうし	市営施設の役割は、各種競技団体やサークル等が大会や練習に使用できる場、個人がいつでも手頃な料金でスポーツを楽しむ場の提供である。



<p>た民間事業者が指定管理者となることも含め、住民ニーズに的確に応えるべく、市営施設と民営施設との役割分担、財団と民間団体との役割分担を十分に考慮し、社会全体としての無駄が生じないような方策を講じてゆくことが望まれる。</p> <p>意 見 金沢市スポーツ事業団 スポーツ施設の運営・維持には大きな財政負担を伴い、住民福祉の精神を損なわない範囲において、利用者に応益負担を求めることを検討すべきではないだろうか。</p>	<p>また、民間施設の役割は、エアロピクスやマシンを使ったトレーニングなど、会費制による付加価値を含めたスポーツ施設の提供といえる。</p> <p>市民の健康とスポーツ振興のため、市営施設として民営施設との役割分担を考慮し、市民への手軽なスポーツの場の提供に努めていきたい。</p> <p>なお、市営体育施設の指定管理者は公募しており、民間事業者にも参入資格を認めている。</p> <p>利用者に応益負担を求めることは当然のことであり、施設使用料はその趣旨を踏まえたものである。</p> <p>行政としてスポーツの振興を図り、住民のライフスタイルの中にスポーツを取り入れてもらうためには、手頃な料金で気軽に利用できる場所の提供が必要と考えており、料金設定に当たっては県や近隣都市、中核市の状況を調査するなど、適正な水準となるよう定期的に見直しを図っている。</p>
---	--

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日      平成21年4月15日
- (2) 措置を講じた部局等          企業局経営企画部企業総務課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成20年4月9日 (平成20年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>意 見 金沢市水道サービス公社 民間事業との競合分野においては、民間事業者との競争に耐えうる価格設定等の見直しが必要である。</p>	<p>修繕料金については、これまで企業局の修繕工事料金表を準用していたが、今回、競合に耐え得るよう修繕工事料金表の見直しを行い、平成21年4月より適用している。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日      平成21年4月15日
- (2) 措置を講じた部局等          市民局市民参画課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成20年4月9日 (平成20年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>意 見 金沢ボランティア大学校 受講者の応益負担や、民間の経済的支援などによって財源の確保を図り、市の補助金を軽減するよう検討することが求められる。</p>	<p>受講者の応益負担について、平成21年度から資料代4,000円を5,000円に改めることとした。また、民間の経済的支援については、現下の厳しい社会経済状況を踏まえ、今後の検討課題としたい。</p>
<p>意 見 金沢ボランティア大学校 修了生の成果を活かす場やカリキュラムの編成など、ボランティア大学校のあり方についての長期的視野に立つ</p>	<p>職員数や経費の面からも、8コースを基本とし、次代のニーズにあった魅力的なカリキュラム編成に努めていく。また、平成21年度には、「図書館ボランティアの活</p>

た計画づくりが必要と思われる。

動」など、修了後の活動に結びつきやすい講座を新たに設けたほか、実際に活動している修了生に活動内容を発表してもらうなど、修了生の成果を実際のボランティア活動に結びつけるための工夫に努めている。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年4月15日  
 (2) 措置を講じた部局等 産業局労働政策課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日(平成20年監査公表第6号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見 金沢勤労者福祉サービスセンター 主催事業の内容を検討し、会員のために有用な事業の展開が望まれる。</p>	<p>平成19年実施の会員アンケートを受け、平成20年度に主催事業である映画上映会の回数を増やしたほか、ゴルフ場利用助成券の利用限度回数を減らすなど事業の見直しを行った。</p>
<p>意見 金沢勤労者福祉サービスセンター 金沢市に捉われない広範囲に亘る事業遂行により自立を目指すのであれば、近隣市町との協議により応分の負担を求めることが必要である。</p>	<p>平成19年度から負担金を受けている内灘町を除く近隣市町(能美市、川北町、白山市、野々市町、津幡町、かほく市)に対して働きかけを行っており、平成23年度を目標に負担を求めていく。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年4月15日  
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校指導課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日(平成20年監査公表第6号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見 金沢子ども科学財団 財団の活動を広く市民に認知してもらうため、西町教育研修館のほか図書館や児童館など対象となる市民が集まる場所にも活動拠点を設けることが望ましい。</p>	<p>平成20年度より、科学研究作品展や算数・数学チャレンジクラブを金沢市立玉川こども図書館にて開催している。平成21年度も引き続き同図書館にて開催する予定であり、今後とも、市民の集まる場所にて活動拠点を求めていきたい。</p>
<p>意見 金沢子ども科学財団 おもしろ実験出前教室は大変好評であり、こうした事業にはもっとコストを投入して充実を図ることが望ましい。</p>	<p>平成21年度から、新たに保育所や幼稚園に出向いて科学教室を開催するほか、金沢市庁舎南分室で実施している広坂子ども科学スタジオでは、平日の日中に、子供達を受け入れるオープンスクールを新設する予定であり、今後も活動の充実を図っていきたい。</p>
<p>意見 金沢子ども科学財団 参加費の増額、企業協賛講座の開設、後援会を組織するなど、自主財源の確保を図る方策を検討する余地がある。</p>	<p>平成21年度より、おもしろ実験出前教室や広坂子ども科学スタジオのオープンスクールにおいて、参加費を徴収することとしている。</p> <p>さらに、サポータークラブ等を整備し、寄附を募るほか、おもしろ実験出前教室や観察教室において命名権買</p>

取方式による企業協賛の募集などを検討しており、今後とも自主財源の確保に努めていきたい。

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日      平成21年4月15日
- (2) 措置を講じた部局等            総務局行政経営課
- (3) 監査結果の公表年月日        平成20年4月9日 (平成20年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p><b>指摘事項</b></p> <p>指定管理者制度の趣旨は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。指定管理者の選定に当たっては極力民間団体等を含めた公募を原則とし、民間団体等が公の施設の管理に参加できる仕組みを構築するべきである。</p> <p><b>意 見</b></p> <p>今後の指定管理者の導入に関する方針については、それぞれの施設の設置目的や政策実現効果の向上を基本として検討していく必要がある。また、そのことを前提として、法の趣旨である民間活力の有効活用といった視点から、民間活動導入の推進策についても、更に研究されるよう望みたい。</p>	<p>指定管理者の導入・選定においては、「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づき、施設の性格及び設置目的に照らして管理を代行する者を特定することが必要な施設についてはふさわしい団体を公募せずに選定することとし、それ以外の施設については、公募により選定しており、引き続き施設の設置目的の達成や、政策実現効果の向上を基本としていく。</p> <p>なお、今後、「キゴ山ふれあいの里」で諸条件を整備して指定管理者を公募することを予定しており、民間活力導入の推進策についても更に研究していく。</p>
<p><b>指摘事項</b></p> <p>指定管理者を公募する場合、その選定において公正かつ透明な選定手続が行われるよう、第三者の、或は第三者を加えた機関により審査を行うべきである。</p>	<p>より公正かつ透明な指定管理者の選定手続となるよう、平成20年度より「金沢市指定管理者選定会」の選定員に第三者を2名加えた。</p>
<p><b>指摘事項</b></p> <p>指定管理者制度の目的である、住民サービスの向上と経費の節減がどのように実現されようとしているかについて、管理者から具体的に説明を受けることを盛り込んだ内容の事業報告書の提出を求めるべきである。</p> <p><b>意 見</b></p> <p>出資団体が保有する金融資産については、運用益が見込めない以上、内容精査の上、より有効な事業等に充てることも検討すべきである。</p>	<p>指定管理者が施設の利用者数や利用者満足度等の具体的な管理運営目標を事前に設定し、その達成に向けて取り組むことについて平成21年度より試行実施しており、その中で、結果や取組内容、改善策等を事業報告書に記載することとした。</p> <p>現在の運用益が見込めない状況を踏まえて、金沢子ども科学財団、金沢国際交流財団において基金を取り崩して事業に充てていくこととした。</p>
<p><b>指摘事項</b></p> <p>理事会や評議員会等の機関が、本来の役割である業務執行や意思決定についてその機能を果たすように、構成メンバーの人選を含めた運営方法の見直しが必要である。</p>	<p>新公益法人制度において、理事、評議員等の権限と責任が明確に位置付けられ、代理出席も認められなくなることから、新公益法人への移行に向けて、役員の出席状況等も踏まえ、役員の人選等に適正を期すこととした。</p>

<p><b>指摘事項</b> 出資団体の事業内容や財務情報の公表に際して、独自のホームページを利用するなどして、かつ、読者である市民にとって有用な情報となるよう工夫をすべきである。</p> <p><b>意 見</b> 出資団体への職員の派遣について、「派遣基準」を設け、例えば団体設立からの経過年数に応じた派遣期間を決めること等を検討されたい。</p>	<p>平成21年度中に金沢市福祉サービス公社においてホームページを開設し、事業内容等の有用な情報を公表することとしたほか、市のホームページにおける出資団体の財務諸表等の掲載の仕方についても改善した。</p> <p>職員の派遣については、平成20年度に金沢市スポーツ事業団外3団体で中期収支計画を策定し、その中で派遣職員の引き揚げ年次を明示している。残る団体においても、平成21年度中に策定予定の中期収支計画において明示することとしている。</p>
--	---

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日      平成21年4月15日
- (2) 措置を講じた部局等          都市整備局市街地再生課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成19年4月9日 (平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p><b>指摘事項</b> 金沢まちづくり財団補助 次年度繰越金が発生しており、緑化基金及び運用財産積立預金など不要不急の積立金がある財団法人への運営費等補助金であり、早急に補助金額の見直しを検討しなければならない。</p> <p><b>意 見</b> 金沢まちづくり財団補助 交付先財団法人に対する基金運用財産等の状況に関する定期的な検査を行うべきである。</p>	<p>平成21年度予算策定において、補助金額の見直しを行い、派遣職員1名の減員及び緑化推進担当の嘱託職員1名に対する補助金額の減額を図った。</p> <p>平成18年度からは、毎年定期的に財団財産の運用状況について検査を行い、正味財産の確認に取り組んでいる。</p>

(その8)

- (1) 措置通知があった年月日      平成21年4月15日
- (2) 措置を講じた部局等          産業局観光交流課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成19年4月9日 (平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p><b>指摘事項</b> 観光事業各種団体助成費 補助金交付団体としての適正が薄れている。</p> <p><b>意 見</b> 金沢市観光協会助成費 補助金のあり方を運営費補助から事業費補助に切り替えるべきである。</p>	<p>平成21年度より運営費補助金を廃止した。</p> <p>平成20年度から観光業界に精通する民間事業出身者を観光専門員として採用し組織の強化を図ったところであり、今後、観光協会が自主財源を確保し、主体的に事業運営することが中長期的に可能になった時点で、事業費補助に切り替えたい。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年6月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 平成21年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 46,950円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 45,250円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 47,120円
- 2 原料価格変動額 16,600円  
 算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格） - 47,120円（1トン当たり平均原料価格） = 16,600円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式 基準単位料金の額 - 16,600円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円  
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から13.62円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成21年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
 （基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	213円13銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え 20立方メートルまでの場合)	640円	211円13銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え 60立方メートルまでの場合)	890円	198円63銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え 130立方メートルまでの場合)	1,000円	196円80銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	191円80銭

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年6月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
  - (1) 平成21年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格  
 1トン当たり 45,250円
  - (2) 原料価格変動額 42,700円  
 算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 45,250円（1トン当たり平均原料価格） = 42,700円



(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 42,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.11円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成21年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	334円19銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	325円9銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成21年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 45,250円

- (2) 原料価格変動額 42,700円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 45,250円 (1トン当たり平均原料価格) = 42,700円

(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 42,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.11円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成21年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	334円27銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	325円17銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成21年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 45,250円

- (2) 原料価格変動額 42,700円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 45,250円 (1トン当たり平均原料価格) = 42,700円

(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 42,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.11円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成21年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	313円4銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	303円94銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成21年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 45,250円

- (2) 原料価格変動額 42,700円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 45,250円(1トン当たり平均原料価格) = 42,700円  
(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 42,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.11円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成21年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円65銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円55銭



平成21年(2009年)6月11日 印刷  
平成21年(2009年)6月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄